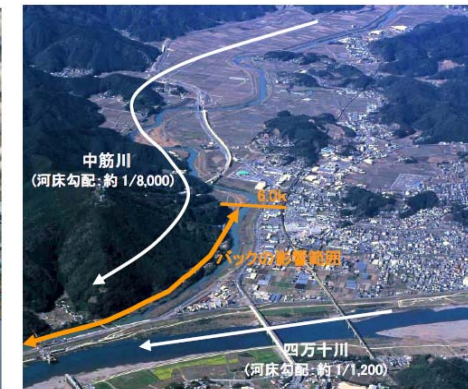
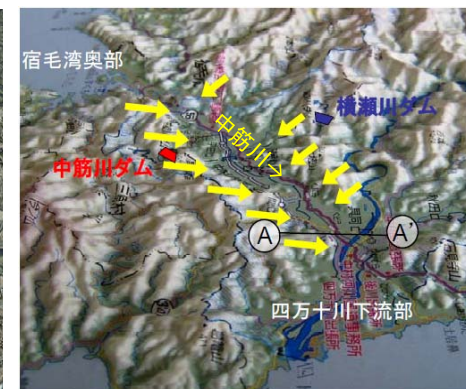
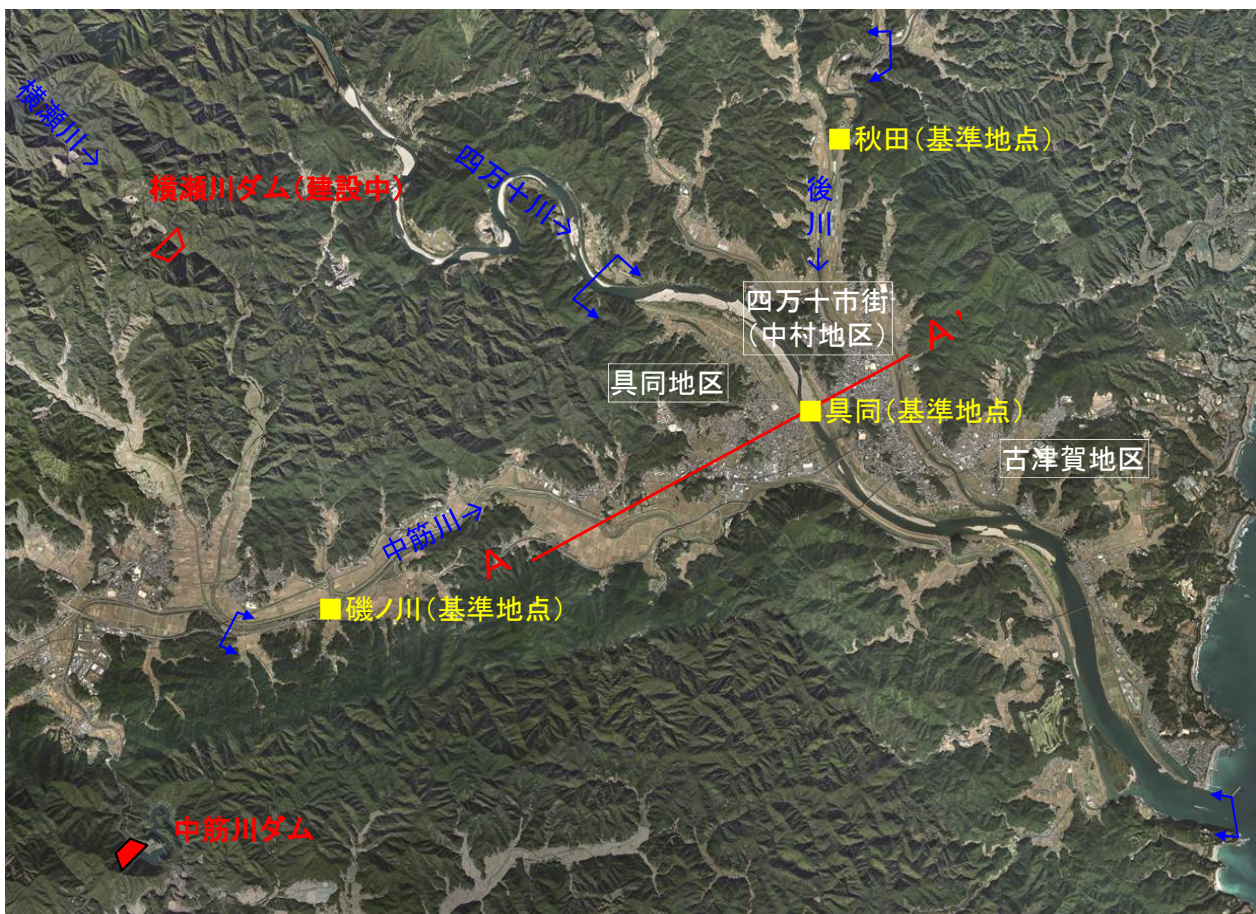


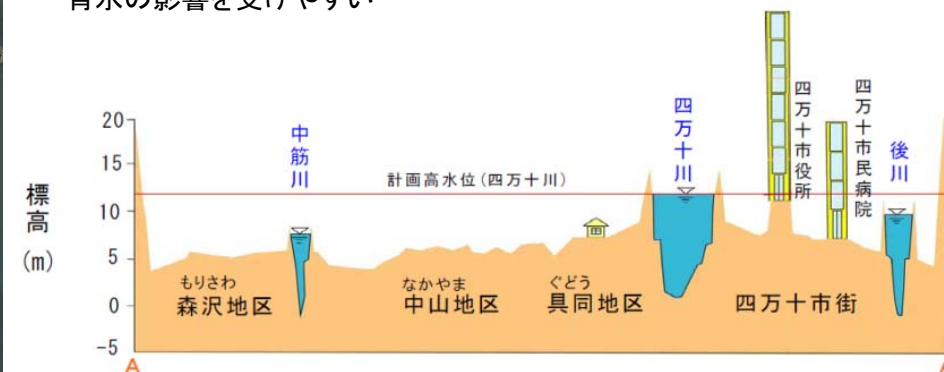
# 減災のための目標(案)について

# 四万十川における水害の特徴

- 四万十川下流部の平地では、四万十川の**計画高水位より堤内地盤高が低い**ため、堤防が決壊した場合には**甚大な被害が発生**する危険性を有している。
- 四万十川の氾濫特性は、山付や支川の堤防等によって閉鎖された地形で、河川から氾濫した洪水流が貯留し、**浸水深が深く、浸水時間が長時間**におよぶことにある。
- また、支川後川や中筋川が合流する下流の平野部では、低平地が拡がり、洪水時には四万十川本川の背水の影響を受けやすく、**内水被害が発生しやすい**状況となっている。



支川中筋川の河床勾配は1/8000と極端に緩いため、四万十川本川の背水の影響を受けやすい

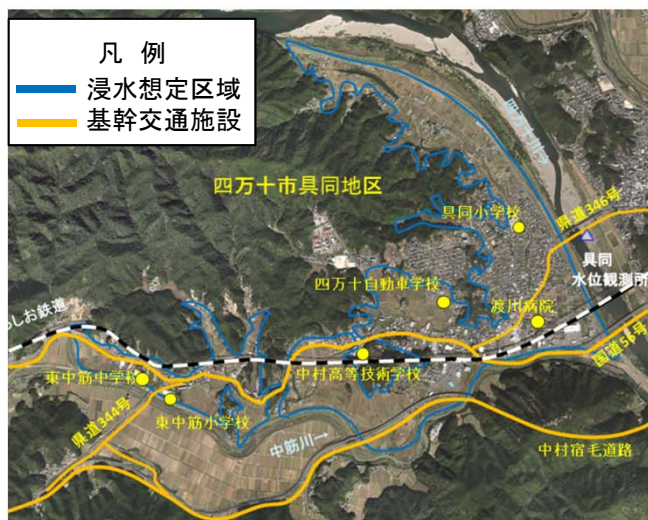


中村平野と洪水時における四万十川の水面との関係(A-A'断面)  
(地盤標高と計画高水位との比較)



# 減災のための目標(案)

- 四万十川下流部は、山付や支川の堤防等によって閉鎖された地形で、河川から氾濫した洪水流が貯留し、**浸水深が深く、浸水時間が長時間**におよぶ特徴がある。
- 支川後川や中筋川では、内水氾濫による**道路冠水のため、避難行動及び水防活動等に支障**を与える恐れがある。
- 四万十川では、上下流及び左右岸バランスを考慮しながら堤防整備を実施しているため、**無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防が存在**している。
- 堤防整備によって守られている中村・具同・古津賀地区では、宅地や大規模店舗の出店等、市街化が進み人口・資産が集中しているため、大規模な浸水被害が発生した場合、**四万十市の社会経済活動が長期にわたり停止**する。
- 浸水区域には、基幹交通、緊急輸送道路である国道56号があり、**災害復旧に対して早期の道路機能の回復**が必要となる。



逃げ遅れゼロ

- 四万十川、後川、中筋川からの越流氾濫や内水氾濫を考慮し、命を守る行動として水害から逃げる。

社会経済被害の最小化

- 既に起こった水害から迅速な排水活動等を実施し、基幹交通である国道56号の機能を早期に回復させるとともに、早期に日常生活を取り戻す。

# 減災のための目標(案)

## ■5年間で達成すべき目標(事務局案)

氾濫が貯留する閉鎖型地形の特徴を踏まえ、四万十川で想定しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す

※閉鎖型地形の特徴・・・山付けや支川の堤防等によって閉鎖された地形で、河川から氾濫した洪水流が貯留し、浸水深が深く、浸水時間が長時間におよぶ

※大規模水害・・・想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れゼロ・・・ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水氾濫に対して安全な場所に逃げることができる状態

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

## ■上記目標達成に向けた3本柱の取り組み

四万十川において再度災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取り組み
3. 社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取り組み

目標達成に向けた主な取組内容(案)について

# 1. 避難行動のための取り組み

## 1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ①タイムライン(案)のブラッシュアップと継続した検討
- ②氾濫が発生した場合の浸水区域として対象となる地区名まで表示した洪水予報文の改良
- ③想定最大外力(想定し得る最大規模の降雨による水害)及び大規模水害を対象とした浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションの公表
- ④大規模水害を対象とした広域避難計画の策定及び避難場所の設定
- ⑤住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信

## 2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ①想定最大外力(想定し得る最大規模の降雨による水害)及び大規模水害を対象とした浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションの公表(再掲)
- ②想定最大外力(想定し得る最大規模の降雨による水害)及び大規模水害を対象とした洪水ハザードマップの策定
- ③首長も参加した出水時の対応を確認するセミナー及び洪水リスクが高い区間についての共同点検
- ④要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- ⑤効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成
- ⑥小中学校における水災害教育を実施
- ⑦住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信(再掲)
- ⑧ダム操作に関する地元関係者への周知

## (3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信(再掲)
- ②円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備



## 2. 水防活動等の取り組み

### 1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施
- ②洪水リスクの高い区間について住民や水防団等と共同点検
- ③水防団の円滑な水防活動を支援するため重要水防箇所の見直し
- ④自主防災組織等の水防活動への参画を促進し、関係機関が連携した水防訓練の実施
- ⑤円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備(再掲)
- ⑥住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信(再掲)
- ⑦ダムの危機管理型の運用方法の検討

### 2) 要配慮者施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する事項

- ①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信(再掲)
- ②要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進(再掲)

## 3. 排水活動等の取り組み

- ①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水ポンプ車の配置計画の策定
- ②関係機関と連携した排水訓練の実施
- ③排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策

# 1. 避難行動のための取り組み

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・広域避難計画の策定及び避難場所の設定やタイムライン(案)の継続した検討の実施 など



渡川流域を対象としたタイムライン検討会



# 1. 避難行動のための取り組み

## ② 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・ 首長も参加した出水時の対応を確認するセミナー及び洪水リスクが高い区間についての共同点検や小中学校における水災害教育の実施など



洪水リスクが高い区間についての共同点検



小学生への防災教育の実施

# 1. 避難行動のための取り組み

## ③円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・無堤地区における堤防整備及び横瀬川ダム建設の推進やパソコン、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供 など



河川カメラ映像～管内の河川の様子をご紹介します～

2016/5/10(火) 16時50分 更新



四万十川管内5箇所において、10分毎の静止画をホームページで提供



スマートフォン版の川の防災情報においても10分毎の静止画を配信



## 2. 水防活動等の取り組み

### ①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・洪水リスクが高い区間について消防団等と共同点検や関係機関が連携した水防訓練の実施 など



水防訓練の実施



# 2. 水防活動等の取り組み

## ②要配慮者施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する事項

### ・要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進 など

#### 第11節 要配慮者対策

市は、要配慮者への支援対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、多様な視点への配慮を行い検討を進めます。

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って要保護者について整理すると、以下のとおりです。

- ア 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- イ 避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ウ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」といいます。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供します。

また、現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、市は本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供します。

#### 1 在宅等の避難行動要支援者等への支援

- (1) 避難支援等関係者となる者  
避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会を避難支援等関係者としします。
- (2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲  
要配慮者の中には、医療機関や福祉施設で入院・入所している者、家族と同居しており日常的に支援を受けることができる者、支援を受けなくても本人避難が可能なが含まれています。避難行動要支援者は、要配慮者のうち、このような者を除いた、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速に避難の確保を図るために特に支援を必要とする者であり、次のいずれかに該当する者としします。
  - ア 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
  - イ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
  - ウ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳Aを所持する者
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
  - オ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者のうち、市の福祉サービスを受けている者
  - カ その他上記に該当しない者で、本人等から避難行動要支援者名簿への登録、希望の申出があった者で、市長がその必要を認めた者本市では、避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿に登録し、名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとします。
  - ①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等が必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととします。

- (3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法  
市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努めます。  
また、市が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求めます。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法第49条の10に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にします。
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項  
避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保ちます。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置  
平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じます。
  - ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
  - イ 災害対策基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること
  - ウ 施設可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること
  - エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること
  - オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するように指導すること
  - カ 名簿情報の取扱状況を報告させること
  - キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮  
要配慮者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。
  - ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人一人に的確に伝わるようにすること
  - イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
  - ウ 高齢者や障害者等に合った必要な情報を選んで流すこと
  - エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること
- (7) 避難支援等関係者の安全確保  
避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援しますが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となります。
- (8) 住民による支援  
自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討します。
- (9) 市における支援体制の確立  
災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。  
災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握を行います。そのため情報共有し、避難支援計画等の避難誘導体制の整備に努めます。また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。  
長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要

配慮者に配慮した計画を策定します。

#### 2 社会福祉施設等における防災対策

- (1) 実態把握と継続的な防災対策  
施設管理者は、安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取組みます。また、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取組みます。
- (2) 施設・設備の安全確保対策  
施設管理者は、施設の耐震化に努め、高台への移転や建て替えを検討します。立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。
  - 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
  - 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
  - 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備等また、危険物の管理や家具・書棚等の転倒防止対策等の安全管理に努めます。
- (3) 施設入所者の避難対策  
夜間・休日における災害の発生や状況によっては、施設入所者が2度避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成します。また、夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練や、災害時に職員が確かな判断ができるように図上訓練を実施します。消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進めます。  
長期的な避難が必要な場合、入所者等一人ひとりについて、他事業者等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。また、広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努めます。  
避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。また、各施設は、他事業者等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。
- (4) 防災関係機関との連携  
要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、代替的なものも含め施設管理者との連絡体制を確立します。また、消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。

出典：四万十市地域防災計画（一般災害対策編）  
（平成27年3月一部修正）四万十市防災会議  
P25～27

### 3. 排水活動等の取り組み

- ・排水ポンプ車の配置計画の策定や関係機関と連携した排水訓練の実施 など



排水ポンプ車設置訓練